

## 第3章

# 固定資産税の過誤納金の 還付に関する基礎知識

本テキスト第3章で取り上げている法律条文（抜粋）を、  
参考資料としてご紹介します。

### ■ 内 容 ■

- ◇ 地 方 税 法 (P. 27)
- ◇ 民 法 (P. 28)
- ◇ 国 家 賠 償 法 (P. 28)
- ◇ 行政不服審査法 (P. 28)
- ◇ [ショット 17] 解答 (P. 28)



## 【地方税法】

---

(過誤納金の還付)

**第17条** 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

(更正、決定等の期間制限)

**第17条の5** 更正又は決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日。以下この条及び第18条第1項において同じ。）の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前6月以内にされた第20条の9の3第1項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から6月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算金の決定をすることができる期間についても、同様とする。

3 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

4 地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができる。

5 不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。

6 偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定は、前各項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まですることができる。

(審査請求と訴訟との関係)

**第19条の12** 第19条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

## 【民法】

(不当利得の返還義務)

**第703条** 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

**第724条** 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

## 【国家賠償法】

**第1条** 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

## 【行政不服審査法】

(審査請求期間)

**第18条** 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

## 〔ショット17〕 : 解答

〔ショット16〕の『事由(1.~4.)』より

- (1) 『4. 上記1~3以外』に該当して、「当該過誤納金の納付又は納入があった日」
- (2) 『1. 更正、決定、賦課決定』に該当して、「納付又は納入があった日」